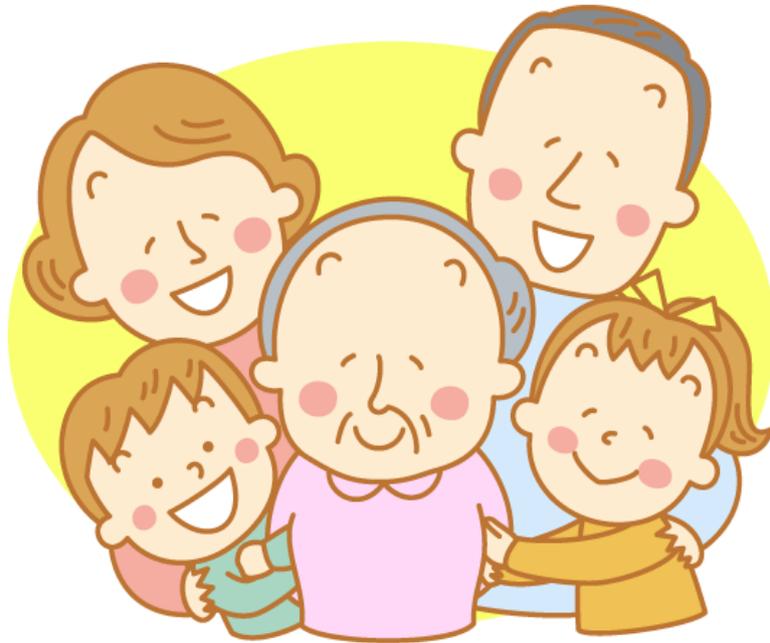


# あいあいヘルパーステーション

訪問介護サービス・訪問介護相当サービス利用契約書

重要事項説明書 及び個人情報使用同意書



特定非営利活動法人クリエイト静岡

あいあいヘルパーステーション

静岡市葵区田町5丁目69

☎ 054-253-4434

Fax 054-270-3435

## 訪問介護サービス・訪問介護相当サービス利用契約書

### 第1条（訪問介護等サービスの目的）

あいあいヘルパーステーション(以下「事業者」)は介護保険法令及びこの契約に従って、利用者にたいし、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービス・訪問介護相当サービス(以下「訪問介護等サービス」という)を提供します。

### 第2条（契約期間）

1 この契約期間は、20 年 月 日から20 年 月 日までとします。

但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、更新後のその満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 上記契約期間満了日7日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合は、この契約は自動更新され、それ以降も同様とします。

本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

### 第3条（訪問介護等サービスの内容）

1 事業者は「居宅サービス計画」と「訪問介護等サービス計画」にそって、訪問介護等サービス(以下「サービス」)として、訪問介護員が利用者の居宅を訪問して「サービス計画」に基づいた内容のサービスを提供します。

事業者が提供するサービスの概要や介護保険適用の有無については、別途「重要事項説明書」のとおりです。

2 事業者は、利用者の家族にたいする調理や洗濯等、利用者以外の者にサービスを提供することはしません。また「サービス計画」以外のご要望には添えない場合があります。

3 訪問介護員は、利用者または利用者の家族の同意をえて、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。

4 訪問介護員は、介護福祉士、または訪問介護員養成研修、同初任者研修

課程の修了者とします。

#### 第4条（訪問介護等サービスの提供記録）

- 1 事業者は、サービスを提供した際、スマートフォン等を活用した訪問記録システムを通して必要事項を記入します。訪問したことを証明するためのICタグを利用者宅内の固定物に貼らせて頂きます。なお利用者に記録をお渡ししませんが、希望される場合は1ヵ月分をまとめてお渡しします。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況と計画・目的達成況等についてサービス提供記録票等の記録を作成して、利用者に説明のうえサービスを提供します。
- 3 事業者は、サービス提供記録等の電子記録を作成した後、この契約の終了後2年間はこれを適正に保存します。また、当該利用者の求めに応じて閲覧に応じ、利用者が求めた場合は実費負担によりその写しを交付します。

#### 第5条（利用者負担金）

- 1 サービスにたいする利用者負担金は、サービス毎に別途「重要事項説明書」のとおりです。なお、利用者負担金は関係法令にもとづいて決められているものであるため、この契約期間中にこれらに変更となった場合は、関係法令に従って改定後の金額にあらためられます。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、その指定支払期限満了までに利用者負担金を払うよう督促します。
- 3 事業者は、利用者から前項の期間満了までにその支払がなされない場合は、この契約を解除します。

#### 第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者にたいしていつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

#### 第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不正行為により契約の継続が困難となった場合、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

## 第8条（契約の終了）

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了します。
  - ① 第2条の規定より、事前に更新の合意がなされず契約の有効期間が満了したとき。
  - ② 第6条の規定により、利用者からの解約予告期間が満了したとき。
  - ③ 第7条の規定により、事業者から契約解除がなされたとき。
- 2 次の場合には、自動的にサービス提供を終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
  - ② 利用者の要介護認定が受けられなかったとき。
  - ③ 利用者が死亡したとき。

## 第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は損害賠償します。ただし、訪問介護員自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 第10条（秘密保持）

事業者は、サービスを提供することで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がおよぶなど正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはしません。

## 第11条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村にたいして、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てをおこなったことを理由としていかなる不利益な取扱いをすることはありません。

## 第 12 条 (契約外条項等)

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の主旨を尊重し、利用者と事業者の協議により決めます。
- 2 この契約は、介護保険法にもとづくサービスだけを対象としたものです。それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

## 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、以下に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 1 使用する目的

利用者のために作成された居宅サービス計画にそって、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整に於いて必要な場合

ただし、個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたって関係者以外に漏れないよう細心の注意を払うこと。

### 2 使用する期間

「訪問介護等サービス利用契約書」の定める期間に同じ。

**あいあいヘルパーステーション**  
**訪問介護・訪問介護相当サービス 重要事項説明書**

厚労省の規定にもとづき、特定非営利活動法人クリエイト静岡あいあい(以下「事業所」)が提供する訪問介護・訪問介護相当サービス(以下「訪問介護等」という)に関して説明すべき重要事項は以下のとおりです。

**1 事業所の概要について**

介護保険事業所番号	2274208475
事業所の名称	あいあいヘルパーステーション
事業所の所在地	静岡市葵区田町5丁目69 〒420-0068
事業所の電話番号	054-253-4434
法人の代表者	理事長 遠山陽一朗
事業所の管理者	三好美佳
サービス提供地域	静岡市葵区、駿河区
第三者評価実施有無	無

**2 職員の概要について**

	職員数	勤務形態	資格
管理者	1人	常勤兼務	
サービス提供責任者	5人	常勤専従 4人 非常勤専従 1人	介護福祉士
訪問介護員	22人	常勤専従 6人 非常勤専従 17人	介護福祉士、またはヘルパー1、2級

(2024.4.1 現在)

**3 営業日、及び営業時間について**

月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日、及び年末年始〔12月30日～1月3日〕は除きます)。ただし、個々の相談には応じます。

#### 4 事業目的と運営方針について

訪問介護等のサービス業務遂行にあたっては、利用者とその家族の思いに寄り添うことを旨として、利用者が可能な限りその居宅において自らが有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者にたいし訪問介護等をおこなうことをもって、利用者の心身の機能維持・回復をはかるように努めます。

#### 5 訪問介護等のサービスの概要、緊急時等の対応について

[サービスの概要]

	サービスの内容
身体介護	清拭（全身、部分）、入浴介助、排泄介助、体位変換、被服着脱、食事介助、など。
生活援助	食事準備、調理、家事、布団干し、買い物、薬受取り、など
相 談	介護用品、住宅改修、福祉制度などの情報提供と相談

[緊急時等の対応]

事故発生時の対応	万一の事故発生に備えて賠償責任保険に加入しています。
病症緊急時の対応	常時連絡可能な体制を確立しています。連携医療機関は静岡田町診療所（電話 054-253-9101）です。
プライバシー保護	訪問介護員は、業務上知りえた利用者、及びその家族の秘密を守る、守秘義務をおいします。

- 6 第三者評価については  
第三者評価は受けていません

#### 7 利用料金について

- (1) 介護保険法の規定による利用者負担として、次の所定単位数にもとづく算出利用料金の1割又は2割を請求させていただきます。ただし、介護保険利用限度単位数超過分は全額利用者負担（10割負担）となります。

なお、利用料金の算出金額は、所定単位数に10.42円を乗じた金額となります。

##### 【訪問介護（1回当り）】

[身体介護]

- ① サービス時間 20分以上30分未満 244単位

- ② サービス時間 30分以上 60分未満 387単位
- ③ サービス時間 60分以上 90分未満 567単位
- ④ サービス時間 90分以上 (30分毎) 82単位加算/30分間

〔生活援助〕

- ① サービス時間 20分以上 45分未満 179単位
- ② サービス時間 45分以上 220単位

〔身体介護に引き続き生活援助をおこなう場合〕

- ① サービス時間 20分以上 45分未満 身体介護の単位+65単位
- ② サービス時間 45分以上 70分未満 身体介護の単位+130単位
- ③ サービス時間 70分以上 身体介護の単位+195単位

〔その他〕

- ① 緊急時訪問介護加算 100単位
- ② 初回加算 (初回のみ) 200単位
- ③ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 3ヶ月間1月につき 200単位
- ④ 口腔連携強化加算 1ヶ月間1月につき 50単位

〔特定事業所加算〕 (Ⅰ)

上記の合計所定単位数×200/1,000 (20%) の加算

〔訪問介護職員等処遇改善加算〕 (Ⅲ)

上記の合計所定単位数×180.2/1,000 (18.2%) の加算

【訪問介護相当サービス (1月当り)】

- ① 介護予防訪問介護Ⅰ 1,176単位 ② 介護予防訪問介護Ⅱ 2,349単位
- ③ 介護予防訪問介護Ⅲ 3,727単位 ④ 初回加算 (初回のみ) 200単位

〔訪問介護職員等処遇改善加算〕 (Ⅲ)

上記の合計所定単位数×180.2/1,000 (18.2%) の加算

(2) 利用料金は月ごとの精算とし、その支払方法は①現金集金、②銀行預金口座からの自動振替、③送金、のなかから利用者と事業所との個別相談のうえ決めます。

(3) 利用者が、専ら利用者側の都合で「サービス計画」に定められているサービス提供をキャンセルした場合には、上記(1)が規定する「介護保険法の規定による算出利用料(10割)」をキャンセル料金として請求します。ただし、利用者側から事業所あてに、訪問日の前日午後5時までにその旨連絡があったときは、その限りではありません。

8 サービスの終了について。

次の場合には自動的にサービスを終了します。

- (1) 利用者の要介護状態が自立と認定されたとき。
- (2) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
- (3) 利用者が亡くなったとき。

## 9 苦情について。

事業所がおこなった訪問介護等サービスについての苦情相談をうけたまわります。サービス内容に関する事、利用料金に関する事などお気軽にご指摘・ご相談ください。

苦情相談窓口：三好美佳（あいあい管理者） TEL 054-253-4434

### 【市の苦情相談窓口】

静岡市介護保険課 TEL 054-221-1377

契約にあたって、事業者は上記の「訪問介護サービス・介護予防訪問介護サービス利用契約書」「個人情報使用説明書」「訪問介護・介護予防訪問介護重要事項説明書」に関して一括して説明し、利用者は一括して説明を受けました。利用者・事業者双方が合意のもとに契約いたします。なお、以上の契約が成立したことを証明するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は記名・押印のうえ各自1通ずつ保有することとします。

20 年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印) 電 話 \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印) 電 話 \_\_\_\_\_

事業者 所在地 〒420-0068 静岡市葵区田町5丁目69

名 称 特定非営利活動法人クリエイト静岡

理事長 遠山陽一郎 (印)

施設名 あいあいヘルパーステーション 事業所番号 2274208475

所在地 〒420-0068 静岡市葵区田町5丁目69

電 話 054-253-4434

事業所管理者 三好美佳

出張所 あいあいヘルパーステーションよいち出張所

所在地 〒420-0949 静岡県静岡市葵区与一3丁目5-66

電 話 054-204-6739

事業所管理者 三好美佳

説明者（サービス提供責任者） \_\_\_\_\_ (印)